

広島県告示第四百三十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和五年三月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称		住 所	賃借権の設定等を受ける土地 所 在	面積（㎡）
農事組合法人あぞうばら	三原市	三原市久井町江木字諏訪沖一五七四番五ほか二二一筆	三四五、八二八	
株式会社エスエス	三原市	三原市大和町大草字下原七八三三番三ほか四六筆	八〇、七〇六・五四	
農事組合法人江木	三原市	三原市久井町江木字黄幡谷一三三七番二ほか七五筆	一四二、一三四	
株式会社アグリック明豊	三原市	三原市久井町山中野字土居田一三〇六番一ほか四筆	八、六五二	
株式会社アグリック明豊	三原市	三原市久井町山中野字元広一五〇五番ほか二筆	一〇、〇二六	
株式会社アグリック明豊	三原市	三原市久井町羽倉字神田谷四四〇番ほか二八筆	四五、〇七九	
株式会社アグリック明豊	三原市	三原市久井町羽倉字蓮光寺谷四九四番一ほか四筆	一一、七八七	
株式会社アグリック明豊	三原市	三原市久井町羽倉字神田谷四二四番ほか三筆	二一、三七四	
農事組合法人エヒメアヤメの郷	三原市	三原市沼田西町松江字槇ノ本三〇四番二	五六三	
農事組合法人よいたんぼ原	三原市	三原市久井町羽倉字五反田二〇八二番ほか四筆	八、八六六	
株式会社ライスはただ	三原市	三原市大和町上徳良字温浄畷二〇九五番ほか二筆	四、〇七一	
農事組合法人今津野東	尾道市	尾道市御調町丸門田字原田七九七番一ほか一四一筆	二二三、〇九九・四三	
赤坂 佳折	竹原市	尾道市瀬戸田町宮原字前大鳥居一六三九番ほか三筆	五、五八〇	
株式会社今桐ファーム	安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字竜王山一三一〇三番四	一、九一〇	
株式会社ハラダファーム本多	安芸高田市	安芸高田市甲田町浅塚字中通一七八番一	二、八九六	
岩倉 信之	安芸高田市	安芸高田市美土里町横田字重信日南迫六二八番一ほか二筆	四、六四〇	
三木 俊彦	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字上津田字袋尻二四二六番五	三、二二八	
株式会社TANABE FARM	町 神石郡神石高原	神石郡神石高原町古川字埵一六四四番一	六三五	
株式会社TANABE FARM	町 神石郡神石高原	神石郡神石高原町古川字埵一六四七番一ほか三筆	三、三六一	

二 認可年月日

令和五年三月八日